

1 本証は、検査の際に必ず携帯すること。
2 本証を他人に貸与又は譲渡しないこと。
3 本証を紛失、汚損し又は記載事項に変更があった場合は、即時その旨を申告して再交付を受けること。
4 官印のないもの及び写真に印又は刻印のないものは無効とする。
5 検査に従事しなくなったときは、速やかに本証を返納すること。

第 号	検 査 証 票
職名 (又は官職)	_____
氏 名	_____
生 年 月 日	_____
上記の者は、証券取引等監視委員会の職員が検査及び犯則事件の調査をするときに携帯すべき証券等の様式を定める内閣府令第1条第1号に掲げる金融商品取引法その他の法令の規定に基づき、検査に従事する者であることを証明する。	
令和 年 月 日	
証券取引等監視委員会 印	

(財務局又は福岡財務支局用)

裏

表

<p>1 本証は、検査の際に必ず携帯すること。</p> <p>2 本証を他人に貸与又は譲渡しないこと。</p> <p>3 本証を紛失、汚損し又は記載事項に変更があった場合は、即時その旨を申告して再交付を受けること。</p> <p>4 官印のないもの及び写真真に印又は刻印のないものは無効とする。</p> <p>5 検査に従事しなくなったときは、速やかに本証を返納すること。</p>

第 号	検 査 証 票
職名 (又は官職)	_____
氏 名	_____
生 年 月 日	_____
<p>上記の者は、証券取引等監視委員会の職員が検査及び犯則事件の調査をするときに携帯すべき証券等の様式を定める内閣府令第1条第1号に掲げる金融商品取引法その他の法令の規定に基づき、検査に従事する者であることを証明する。</p>	
令和 年 月 日	
財務局長又は福岡財務支局長 印	

(備考) 規格は、縦6.0cm×横8.5cmとする。